

役員報酬等に関する規程

社会福祉法人 仁成会

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人仁成会（以下「法人」という。）定款第 8 条の規程に基づき役員に対する費用の弁償・報酬・旅費その他慶弔・見舞い等について定めるものである。

(定義)

第 2 条 この規程でいう役員とは、施設の職員を兼ねない理事並びに監事をいう。報酬は法人の為に貢献してもらえる労務の対価としての報酬と交通費とする。

(役員報酬)

第 3 条 理事長及び理事は法人の運営において、管理し、指南する。法人における法的な責任は理事長及び理事に帰属するものとする。その貢献に対する対価として下記の金額の理事報酬を支払うものとする。

- (1) 理事報酬 50,000 円/1 年間
- (2) 交通費 15,000 円/理事会出席の都度

(監査報酬)

第 4 条 監事は法人の会計監査及び業務監査を行うものとする。その対価として下記の監事報酬を支払うものとする。

- (1) 監事報酬 60,000 円/1 年間
- (2) 交通費 15,000 円/理事会出席の都度

(旅費)

第 5 条 役員が法人業務（研修会参加費を含む）のため出張したときには、次の旅費支給表により支払う。

役員旅費支給表

交通費					日当	宿泊料
運賃	急行・特急 新幹線料金	グリーン 料金	車中泊 料金	船舶利用 料金	一日に 付き	一日に 付き
鉄道・バス	片道 50 km 以 上の場合	片道 100 km 以上の 場合	A 寝台	一等料金	10,000 円	15,000 円
註	1. タクシーを利用の場合は鉄道運賃に替え実費を支給することがある。					

- 2. この規程に定めのない出張命令表、旅行の順路、外国旅行その他細部については別に定める旅費規程を準用する。

(表彰)

第6条 役員が次の期間再任し、法人運営に多大の功労があったと認められる場合は、慶弔・傷病・見舞等基準表〔別表1〕の定めるところにより表彰する。

在任期間： 10年 15年 20年 25年 30年

(慶弔・傷病見舞等)

第7条 役員が慶弔若しくは傷病あるいは災害による罹災にあった場合には「慶弔・傷病・見舞等基準表〔別表1〕」の定めるところにより慶弔又は見舞を行う。

(退任功労金)

第8条 役員が退任するときには、次により退職功労金を贈り、謝意をあらわすものとする。本条にいう役員は、施設職員の兼務の有無は問わないこととする。

20,000円×役員在任年数(端数月は、1年とする。)

2. 理事長としての在任期間の功労金は、前項の倍額とする。

附則

1. この規程の改廃は、理事会の議決を経なければならない。
2. この規程は、平成15年6月1日から施行し、平成13年12月1日施行の「役員報酬等に関する規程」は平成15年5月31日を以て廃止する。
3. この改正平成21年8月21日から施行する。
4. この規程は、平成25年4月1日から施行し、平成15年6月1日施行の「役員報酬等に関する規程」は平成25年3月31日を以て廃止する。
5. この改正平成25年4月1日から施行する。

慶弔・傷病・見舞等基準表

事項	支給基準額（円）	支給条件等
1. 法人の表彰受賞の場合	(1) 20,000 円 (2) 30,000 円 (3) 50,000 円	役員が多年役員に在任し功労のあった場合に次により感謝の意を表する。 (1) 在任期間 10 年の場合 (2) 在任期間 20 年及び 25 年の場合 (3) 在任期間 30 年の場合
2. 傷病見舞	20,000 円以内 50,000 円以内	(1) 疾病により入院又は居宅で治療する場合 (2) 疾病が業務に起因しする場合 その程度により支給
3. 災害見舞	30,000 円以上 50,000 円未満	火災、災害等により自宅が相当程度の被害を受けた場合被害の程度により支給
4. 死亡弔慰金	(1) 50,000 円 (2) 100,000 円 (3) 30,000 円 (4) 20,000 円	(1) 本人死亡の場合 (2) 業務に起因する死亡の場合 (3) 配偶者の死亡の場合 (4) 父母・養父母の死亡の場合及び役員が喪主の場合
<p>[註] 1.理事長は、本表に準ずる事項で特に必要があると認めた場合は、本表の基準額の範囲内で支給することができる。</p> <p>2.支給額について、理事長が特に必要と認めた場合は増額することができる。</p> <p>3.支給額の全部または一部について、記念品、生花などにかえることができる。</p>		